

事業概要

●各区长と連携し、令和6年度末までに、必要な地域でのこどもの居場所の開設を目指す

▶こどもたちにとって、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身に着けることができる「こどもの居場所」が、必要とする地域に開設されるよう運営者に対し開設にかかる経費を本市より補助することで、こどもの居場所を充足させる。

◆補助対象：こども食堂や学習支援など、こどもの居場所活動をしている民間法人・任意団体

◆補助金額：30万円／1箇所

◆補助率：10／10補助（財源は大阪市青少年活動振興基金を活用）

◆対象経費：こどもの居場所を開設するために必要となる備品等（冷蔵庫・炊飯器・机・書籍・文房具 など）

◆対象地域：大阪市が指定する地域（小学校区内にこどもの居場所が1つもない校区のうち、各区が必要とする校区）

令和5年度実績

■把握している居場所数
（R6.6月時点速報値）

R5 488か所

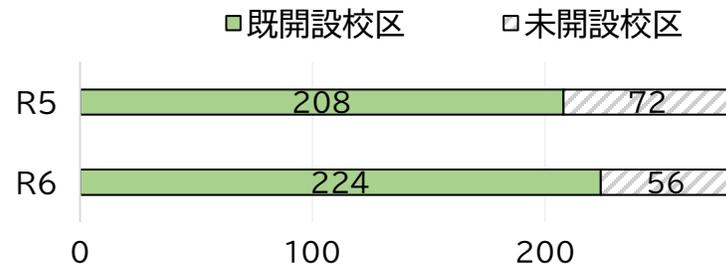
↓

R6 570か所

〔新たに82か所の居場所を把握〕

■開設校区の状況《R6.6月時点》

※令和6年度第1回募集で開設した校区は含まない



▶計4回の募集により**14**小学校区で本事業により開設

▶本事業以外の方法により2小学校区で開設



▶令和5年度中に新たに**16**小学校区でこどもの居場所が開設された

未開設校区は56小学校区となっており、本市が必要とする地域でこどもの居場所が充足するよう、引き続き地域への働きかけを行っていく。

大阪市こどもの居場所開設支援事業について

成果

○本事業の効果もあり、令和5年度中に未開設校区が**16**校区減少



●R6.6月時点で未開設校区がまだ**56**校区存在



本市が必要とする全ての小学校区において
こどもの居場所が開設されるよう支援を
引き続き行っていく

新たな課題

○こどもの居場所数はR6.6時点で570か所となり、1年間で**82**か所増加



●開設されているものの、中学生のみなど参加対象を限定していたり、不定期など開催頻度が少ないこどもの居場所があるため、利用したいこどもが利用できない状況があると思われる校区が見られる

令和7年度以降の方向性

引き続き、未開設校区への居場所の開設支援に取り組むとともに、新たな課題への対応が必要